

平成29年度地域別最低賃金改定等についての意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年7月7日

提出者

加藤 勇
岩田 浩岳
成相 安信
白石 恵子
平谷 昭

藤原 常義
園山 繁
細田 重雄
角 智子
山本 誉

高見 康裕
中村 芳信
浅野 俊雄
須山 隆

(別紙)

平成29年度地域別最低賃金改定等についての意見書

わが国の経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率の雇用指標も良好な水準で推移しているが、県民の多くは景気回復を実感するまでには至っていない。また、近年、賃金水準をはじめとする格差や貧困の問題が顕著になってきており、特に教育機会の格差は、子どもたちの可能性を狭め、日本の将来に深刻な影を落としている。

そのような中、中央最低賃金審議会においては、最低賃金法改正以降、政労使合意や政府方針も踏まえた議論が行なわれ最低賃金の底上げが図られてきたところである。

その結果、地域別最低賃金は近年引き上げが続いているものの、島根県では、最高額の東京都と比べ214円も低い718円で、依然として十分な水準とは言えない状況にある。

1時間718円の賃金で2000時間働いても年収は140万円程度にしかならず、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円程度の水準にさえ大きく届かないものとなっている。

最低賃金制度は、勤労者の生活を支えるための有効なセーフティネットであるべきものであるが、本県の最低賃金は、その勤労者の生計を満たす適正水準とは言い難いものであり、都市部との賃金格差が更に広がれば、若者を中心とした県内定住や人口減少に歯止めをかけることが難しくなると考えられる。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国においては、平成29年度地域別最低賃金の改定にあたって、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、中央水準、当該県の実体経済、生活環境などを踏まえた適正な水準に引き上げるよう指導・助言を行なうこと。また、未組織の労働者やパートタイム労働者等にも十分配慮した当該地域別最低賃金について、十分な審議が行なわれるよう徹底すること。
- 2 国においては、適正な最低賃金の改定に合わせて、中小企業者、小規模企業者に対する助成の拡充を早期に行なうこと。
- 3 国においては、賃金の引き上げによる下請け企業の労務費の増加分を、元請けへの製品価格へ反映できるよう対策を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

【平成29年7月7日原案可決】